

月例総会議事録

1 招集日時 令和3年10月19日(火)

2 開会日時及び場所

令和3年10月19日(火) 午後1時45分

防府市役所議会棟 全員協議会室

3 閉会日時 令和3年10月19日(火) 午後3時20分

4 委員氏名

(1)出席者(16名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二

(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (10番)吉本 典正

(11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久

(15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(2名)

(4番)山縣 洋 (9番)光井 憲治

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 國本 勝也

” 事務局長補佐 山口 佐貴子

” 農地振興係長 矢石 芙葉

” 書 記 富永 大志郎

” 書 記 高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第53号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

議案第54号 令和4年度防府市農業施策等に関する意見書

報告第61号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第62号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第63号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第64号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第65号 農地法施行規則該当転用届について

報告第66号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

2番 石川 眞平委員

3番 中山 博祐委員

午後1時45分開会

○藤井会長 皆さん、こんにちは。秋作業も一通り終わられたところではないかと思います。今年は思った以上に出来がよろしくて、今のところ101%という、山口県では101%という作況指数ですけれども、これ、どうも最終的に締めてみると、それよりは上に行くんじゃないかというような出来だろうと思います。量的にはありがたい話なんですけれども、以前にも申しましたように、価格は2,000円ぐらい下がるという状況で、厳しい状況には変わりありません。今後、需給のバランスをどう取っていくか、新しい内閣に期待したいところということだというふうに思います。

また、先月、皆さんには農地の利用状況調査を終えていただきました。大変お疲れさまでした。これからは意向調査のほうに移っていただくということになりますので、引き続き御協力をお願いしたいというふうに思っています。

それでは、早速、議案進行していきたいと思います。—————

本日の議事録署名委員さんは2番の石川委員さん、3番の中山委員さんのお二方をお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案審議に入りたいと思います。

議案第50号の1番、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第50号農地法第3条の規定による許可申請についてです。4件あり、目的については所有権の移転が4件となります。譲渡理由については耕作困難が4件で、譲受け理由は新規就農が1件、耕作規模拡大が3件となります。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。議案第50号の1は、所有権移転の申請です。申請地は—————で、現地確認及び申請者への聞き取りを10月17日に行いましたので御報告いた

します。現地は姫山の南側にあり、老人憩いの家から100mくらいのところにあります。譲渡人、——、16日にお電話でお話を伺ったところ、体調を悪くして何年も前から譲受人である——に草刈りをしてもらっていましたということです。そのような関係から、譲渡すとされ、譲受人は使用する農地に隣接しており、耕作しやすいことから譲受けることにしたということでした。農地法第3条第2号各号の農地の権利・移動の制限に関する事項について説明します。まず、第1号の、全部効率要件について、第2号の農地所有適格法人要件について、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号と全てを満たしておりました。以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当はせず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

ここには、——のところには、——御家族も隣接した場所に住んでおられ、何か——。——もいらっしゃるということです。農機具のほうを、倉庫を見せていただきましたが、とっても大きな倉庫で、中にはトラクターとかいろんなもの全てが、田植え機とか、いろんなものが入っておりました。もう何でもできそうな感じの農機具が入っておりました。で、私も安心して帰りました。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第50号の2は、——が規模拡大するために——の土地を購入する所有権移転の案件です。10月12日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は——のすぐそばにあります。お二人の関係は兄弟で、地元にいない——に代わって前から——が管理してきたということです。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、自宅に隣接しているのでいつでも作業できると思います。地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成、それでは2番承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。議案第3号について御説明します。議案については5ページから10ページまでですね、これを御覧ください。

第50号3についての所有権移転の申請です。10月12日午後、事務局と小委員長及び申請者2名で現地を確認及び聞き取り調査を行いましたので、御報告いたします。

資料については5ページの案、現場については5ページであります。山口県の山口の短期大学から―――ぐらいですかね、その辺りの―――という中にあります。譲渡人の―――に12日午前中に聞き取り調査を実施しました。―――から聞いたところ、この位置に縦約80m以上ですかね、横約12mぐらいの3連式のハウスが畑地に4棟建っており、このことでした。このハウスについては―――に―――としてハウスを建て、―――を生産しようとして―――を立ち上げましたが、採算が取れず、―――、―――それ以降は活用もなく今日に至っており、後継者を探していたところ、譲受人の―――から話があり、4棟のうち3棟を手放すことにしたそうです。

次の、譲受人の人ですけれど、―――は市内の―――にあります、―――が子会社化したもので、7ページにありますように、構成員の―――が社長となり運営していくものです。―――は現在、―――で草花を約10年生産されておられます。職場には1時間かけ移動しなくてはならず、―――、―――、新たな場所を探していたそうです。幸いにも大道に―――のハウスが空いていることを聞き、話を進めたそうです。概要はそういう状況です。

それでは、農地法第3条第2項の各項の権利移動の整理について御説明いたします。

まず、第1号の全部効率要件について6ページの営農計画書に記載されていますとおり、草花を寄せ植えでやったんです、ポット苗を生産するための作業をするそうです。生産するための機械を購入予定で、最近、購入予定であるということと、それから最初は役員とパートさんで対応して生産拡大に伴い社員やパートさんを随時補充すると書かれております。地域にも雇用が生まれ、期待が持てるということといいんじゃないかなと思っております。

それから、技術についても元から草花の栽培が専門であり、生産や出荷はコロナ禍で今、通販やネット販売が主であることで、———っていう会社から注文を受けて、それをファームが栽培して、それから———を通して通販やネット販売するということでしたので、問題ないのかなと思います。

それから、2号の農地適格法人について、7ページから10ページにありますとおり、法人調書、それから履歴事項全部証明書から見ても、要件を満たしていると思います。

次に、5号の下限面積についても大道は50a以上ですけれど、登記面積から見ても十分満たしております。

7号についても地域調和要件ですけれど、——の農繁期の川ざらいにも当然参加される、敷地内の草刈りも行いますということと、それからハウスの草花の農薬散布についても屋外には、ハウスの中ですので、屋外には飛散は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件に全て満たしていると判断しますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○**藤井会長** それでは審議に入ります。審議に入る前に、今回の件は法人が農地を取得するということで、農地適格化法人と、この要件を満たす必要があるわけですし、今後、そういったケースは増えてくよいかと思いますので、この際、ちょっと皆さんに農地移転、所有適格法人について少し御理解いただければというふうに思いますので、事務局、ちょっと補足で説明していただければと思います。

○**事務局** 農地所有適格法人は、農地の権利を取得して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことを言い、農地法第2条第3項で定義されている名称となっております。農地所有適格法人には4つの要件がございまして、それを全て満たすことによって農地法等で農地の権利を取得して農業経営を行うことができる法人のことを称しております。この4つの要件のうち1つでも欠けていると、農地の権利を取得して農地を利用した農業経営を行うことはできません。

この———なんですけれども、まず、1つ目の要件としまして、法人の組織形態要件というのがあります。これは、会社法人または組合法人でなければならないという要件です。———は株式会社という形態を取っておりますので、この要件を満たしているということになります。2つ目としまして事業要件という条件です。説明資料の7ページを御覧ください。法人調書の中に売上高が書いてある欄があると思います。農地所有適格法人が行う事業は、主たる事業が農業でなければなりません。これは、売上高が過半以上を占めていないといけないということになります。———は農業しかないということになっておりますので、———までの売上高全てが農業関連事業ということになりますので、この要件に適合しているということになります。

3番目の要件としまして、議決権要件というものです。資料の構成員の状況を御覧ください。————が議決権を51と49、それぞれお持ちになっております。この議決権を有する方がこの法人に常時従事している必要があります。これは、年間150日以上という要件がありまして、お二方ともその要件を満たしているということになりますので、こちらも農業常時従事者が過半を占める要件を満たしているということになります。

4番目としまして、役員要件ということになります。こちらが業務執行役員の状況を御覧ください。————なんですけれども、こちらが役員ということになっております。これは9ページの登記のほうの証明書のほうに記載してあるとおり、役員に関する事項で——の名前が確認できます。こちらも過半以上占めていないといけないという要件がありますが、————ということなので、こちらの要件も適合しているということになります。

以上、4つの要件を————は満たしておりますので、農地所有適格法人であるという確認が取れたということになっております。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございました。今の説明をお聞きになった上で審議に入りたいと思います。何か御意見があればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。————上右田の右田通りから北のほうに300mぐらい行ったところに——があるんですけど、これの下辺りにある田んぼ、——が所有している田んぼを——にお住まいの——が所有されようとするものです。現地確認させていただきました。まあ小さい田んぼでどうするのかなという感じがあったんですけど、——、この辺りの田んぼを日ごろから頼まれてしっかり作ってる、他の人に頼まれて作ってたり、あと放棄地を草刈りしてあげたりとか、非常に地元によくしてあげておられるので、そういうの、作業される中でちょっともうどうにかもらってくれんかねというお話だったんで、分かりましたということで引き受けることにしたということでした。地元委員としては地元の方との関係もとても良好なので、何の問題ないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですね。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、４番、承認いたします。

続きまして、議案第５１号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は２ページ、資料は１３ページからとなります。

議案第５１号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は１４件です。この１４件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が１０件、建売住宅が２件、資材置場が１件、自家用住宅の敷地拡張は１件です。

受付番号１は太陽光発電設備です。資料は１３ページになります。農地区分は集団農地面積８．６haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号２も太陽光発電設備です。資料は１９ページです。農地区分は集団農地面積８．６haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号３も太陽光発電設備です。資料は２５ページです。農地区分は集団農地面積８．６haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

同じく受付番号４も太陽光発電設備です。資料は３１ページです。農地区分は集団農地面積８．６haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号５は建売住宅です。資料は３７ページになります。農地区分は集団農地面積４．４haの農地で右田出張所から４６０mにあり、規則第４５条第２号に該当する農地で、第２種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号６は資材置場です。資料は４３ページになります。農地の種別は集団農地面積０．７haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号７は建売住宅です。資料は４９ページになります。農地区分は集団農地面積１．９haの農地で右田出張所から３６０mに位置し、規則第４５条第２号に該当する農地で、第２種農地と判断します。現在、開発許可の申請中です。

受付番号８は太陽光発電設備です。資料は５５ページになります。農地区分は集団農地面積０．４haの農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号９も太陽光発電設備です。資料は６１ページです。農地区分は集団農地面積０．１haの農地で華城出張所から３９０mに位置し、規則第４５条第２号に該当する農地で、第２種農地と判断します。

受付番号１０も太陽光発電設備です。資料は６７ページです。農地区分は集団農地面積８．１haの農地で華城出張所から４１０mに位置し、規則第４５条第２号に該当する農地で、第２種農地と

判断します。

受付番号 11 も太陽光発電設備です。資料は 73 ページです。農地区分は集団農地面積 0.4 ha の農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 12 も太陽光発電設備です。資料は 79 ページです。農地区分は集団農地面積 5.3 ha の農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 13 は自己用住宅敷地拡張です。資料は 85 ページです。農地区分は集団農地面積 1.3 ha の農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 14 は太陽光発電設備です。資料は 91 ページです。農地区分は集団農地面積 2.1 ha の農地でいずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番から 4 番までを一括上程したいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○2 番 2 番、石川です。議案第 51 号の 1 から 4 について説明いたします。

議案第 51 号の 1 から 4 は、——の農地を——と——が譲受けて太陽光発電施設を建設したいという申請です。10 月 12 日と中山委員さんと事務局と一緒に現地確認を行いました。それから 10 月 15 日に——とヒアリングを行いました。同日、——ともお話をさせていただきました。それから 10 月 15 日同じ日ですが、夕方、——とお話をします。10 月 17 日に——とお話をしております。その結果について報告をいたします。現地は農業大学校から——ていった——にあります。資料が 13 ページからなんですが、13 ページの地図の番号に申請で文字が書きちやる、ちょうどこの文字の位置が先月上程された場所です。だから、ずっとつながっていくということなんですが、農業大学校のすぐ近くということになります。

譲渡人の——なんですが、もともとこの近くにお住まい、お父様がお住まいだったんですが、今は御本人さん、——にお住まいで、定年後は——に帰りたいということでした。ただ、もうずっと——での生活ですんで、定年してからいきなり農業というのはまず考えられないんで、それにしても父親が大事にしてきた農業を全部やめるというのも気が引けるということで、趣味程度には、ひと町残すんで、趣味程度には今後も続けていきたいという回答でした。ただ、今回、全部譲ろうと考えられたのは、お子さんがいらっしゃるんだそうですが、——、とても農業をできるとは思えないということでした。——も全く農業をする気はないということで、できれば——に残したくないということで今回、譲られるということにされたそうです。

それと、この——の土地については、実は私もよくこの辺通るんで知ってたんですが、すぐ北側に——という担い手と言っていい方が、花農家なんですが、いらっしゃるんですが、この

方は耕作をしてらっしゃいまして、ただため池工事、洗川ため池の工事が去年から始まりましたので2年間作付ができないということで、今、ちょうど保全管理の状況になってますが、耕作者がいたということでちょっと気になりましたんで、その辺も聞いてみましたところ、——、もうじき——なんで、御本人さんも賛成だということでした。もう縮小を考えてるということで、御本人さんの了解も賛成も得てますよという、——が確認をされたようなんで、間違いないと思います。

それから、行政書士にも同じことを確認しましたところ、農業委員会で確認したところ、賃借権の設定がされていないということで、多分、口頭だけでの契約でずっと、私を知る限り十数年は作ってらっしゃると思うんですが、作られてたんだろうと思います。そういうところで、ちょっと、耕作してるのになとは思ったんですが、耕作してる方がぼちぼち無理だということです。

それから、——についてはもう農地、ほかにもあるんですが、20年以上耕作したことはないということで、草の管理だけのために一生懸命田んぼすいてますということでした。できれば全部手放したいんだがねというお話でしたが、ここももうひと町残るということで、引き取り手がないかねという話でした。

どちらも最後におっしゃったのは、農業試験場が移転してくるということで、大変期待してましたがということです。ただ、農大、聞きに言ったら、農地は要らないという返事、はっきりされましたということで、期待外れだったと、どちらもおっしゃっておいりましたんで、ちょっとこの辺は疑問を感じるのですが、私としてはいかんともし難いところで、そういう状況でした。

それから、——のほうですが、——の親会社で、先月、ちょっと説明しましたが、——というのが子会社なんです、さらにもうちょっと進めて、もうちょっと聞いてみまして、個人に電気を売なのかという話をちょっと向けたところ、個人相手ではありませんということでしたんで、子会社が親会社に売って、親会社が俗にいう新電力というか、昔からの電力会社じゃないところ、そういう電力会社向けに電気を売っていくんですよという話でした。脱炭素の問題があるんで国も推奨してますから、今後はこういうのが増えてくると思いますという話でした。実際、今月もこの2社がいっぱいかかっていますが、現在はまだ自社保有の発電は防府ではしてませんが、計画中のところがありますということでしたんで、先月ぐらいからどんどん上程されてるものについての説明だったと思います。

草等の管理ですが、年2回、6月と9月ごろに自社で、中も当然、草刈りもしますが、周りの溝掃除等も隣接する部分についてはやっていきますというお返事をいただいております。

報告は大体以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明は終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 12番の石田です。事務局、お願いなんですけど、先月の議案でこのすぐ、先ほど石川委員も言われました、転用出てるんで、色付けしちよってくださいねって過去に出たところは。こ

れ、しちゃんと思うんで、すぐ北側ですね。過去に出たところは地域の状況が分かるようにちゃんと斜線引いてくださいねってお願いしてたと思うんで、その辺の徹底まずよろしく願いいたします。

先ほど石川委員さんも言われたように、農大来られるので大変期待しておられて、それが当てが外れて、ここ、どうにかならんかって私も相談受けてたんですけど、一時住居地域か、あれをできんじゃろうかっていう模索する動きも一部にあったんですけど、それもちょっと採算性の問題やらでちょっと頓挫したような形になって、結局、ただの金儲けのための太陽光発電になるということで非常にショック受けてるんですけど、石川委員さん、この場合、ほかにもまだ一応あると思うんですけどこれらも次々なっていくんでしょうか。聞いちゃあないですかね。

○2番　まあそこまでは聞いてないんですが、今回の田んぼが一番広くて一番形のいい田んぼですよ
ね。

○12番　ですよね。一番いいところが真っ先に取られたのと、もう全部変わるんだろうなと思って
おります。ありがとうございます。

以上です。

○藤井会長　ほかに御意見ございませんか。

○12番　あと、先ほど委員さんのほうから、これ、民民の売買になるって言うお話があったと思う
んですけど、発電した電力を電力自由化の関係で。そういったケース、ガイドラインに適用にする
ことができないというお話だったと思うんで、これ、ちょっとこの計画のところに、何かそういう
場合は書いちゃってもらったほうが委員としてはいろいろそういう話、聞く中で、聞き取りとかす
る中で、いいんじゃないかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。よろしく願
いします。

○藤井会長　だから、あれでしょ。————とかいうのは非F I Tなんでしょ。そうやろ。
事務局、それでええんですかね。

○12番　いや、ここに書いちゃってもらったら。

○藤井会長　いや、でも今回の場合はそうじゃないの。

○事務局　今回、違う。

○藤井会長　いやいや、———の名前で買うちよるやつは、これはちゃんと通ちよるやつじゃな
いの。

○事務局　委員と、そうですね。今回出てるやつは全てF I Tを通さないタイプ。

○藤井会長　ああ、全部F I Tを通さないタイプなん。

○事務局　経済産業省を通さないタイプになります。

○藤井会長　じゃあ———本体もF I T通さなくてやりよるんじゃ。

○事務局　そうですね。全部――が親で、――に全部売る、今回出てるのが――間という形のもので。

○藤井会長　じゃあ今回出てるのは全部非F I Tということで。

○事務局　そうです。

○藤井会長　じゃあそれで。じゃあ、今後、それが分かるようにしとってください。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　今も御意見がありましたように、せっかく農大が来たのにひとつも地元民に還元されんというか、当てが外れたというところが多いように聞きますし、またほかの農業者からも農大が来て一体何のメリットがあるんかというような御意見も聞こえてきますので、僕らもどういうメリットが享受できるのか具体的にはっきり分からないんですけども、それはそれで市には何らかの形で要望して、何らか地元にもメリットがあるような方法を考えてほしいということは市長にも要望しておきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、御意見かないようですので採決に入ります。承認だけの方、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　全員賛成ということで、1番、2番、3番、4番、特別承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番　13番の熊安悦子です。議案第51号の5は、――の農地を――が譲受けて建売住宅を建設するために所有権の移転をしたいという申請です。ページ37ページですね。

現地確認を10月15日午前9時半から事務局お二人と石田さんと私の4人で行いました。また、16日に譲渡人である――にもお話を伺いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は新橋北詰より800から1km西に離れた山陽自動車道の南側です。1級河川の佐波川が近くにあります。譲渡人の――は、10年前までは稲作を作っていたけど、この10年間は体力がなくなり管理が難しくなり、譲受人の――よりお話があり、手放すことになったそうです。ここに建売住宅5棟の建設が予定されています。この申請地は第2種農地で、集団農地面積4.4haで、規則第45条2号に該当する農地であり、許可基準を満たしております。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長　それでは質疑に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　御意見がないようですので採決に入ります。承認だけの方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長　ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして6番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 5番 5番の木原です。議案第51号の6は、——が——の用地を借りて資材置場として利用したいとする案件です。10月13日に事務局と田村委員さんとで現地確認して——の方にお話を聞きました。申請地の場所は——のすぐ北側にあります。——は前々から農地を手放したいと思っていたそうです。——は隣接地を同じ——さんから借りて現在資材置場として利用していますが、事業の拡大とともに手狭になってきたため、——と話し合い、今回の申請となりました。排水は雨水のみで周辺の農地も休耕田ばかりなので悪影響は特にないと判断をいたしました。

報告は以上です。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

- 藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- 藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

- 13番 13番の熊安です。議案第51号の7は、——の農地、——、——、この3つの3か所を——が譲受けて所有権の移転をしたという申請です。現地確認を10月15日に事務局の方と石田さんと私の4人で行い、次の日の16日に譲渡人の——へお電話で聞き取りをいたしましたので、御報告いたします。

現地は——です。3面あり、合計3,696m²あり、日当たりのとてもよい場所です。譲渡人の——は、去年までは稲作をしておられましたが、高齢のため耕作が難しくなり、譲受人である——へのお話がありましたので、手放すことにしたそうです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。資料の49ページにあるように、この農地区分は第2種農地で、集団農地面積1.9ha、規則第45条第2号に該当する農地です。市街化が見込まれる区域内にある農地です。開発許可申請中都市計画法29条です。ここに13棟の建売住宅が予定されています。また、一般基準の転用も確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断いたします。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

- 藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

○13番 すいません、ちょっとここで、ちょっと、すいません。

○藤井会長 どうぞ。

○13番 この——っていうところは、——がちょうど夜、出られて、私とお話したんですが、今まではずっと去年まで一生懸命作ってらっしゃったんですが、ちょっと——になられて、——————っていう、あんまり耕運したりができなくなって、庭木を切ったりとかそういうことはできるんですがっていうことで、だから、農機具なんかはどうされるんですかって聞いてみたんですよ。そしたら、農機具はね、まだとても使えるんだけど、壊れてないんだけど、どうしようかと思ってるんですよっていうふうな感じでした。そしたら新規就農とかそういう方たちがいらっしゃったら、そういう方たちに安くお分けしてあげるとか、譲渡していただけたらすごく助かりますっていうことは一応、お話しておりました。

以上です。

○藤井会長 どうぞ。

○12番 いいこと聞いてくださってありがとうございます。——、私も直接知り合いなんですけど、そこまで知りませんでした。ありがとうございます。

それを含めてやっぱりその農機バンクとか農機レンタルとかいろいろ前から農業委員会としても市のほうに要望はしてるんですけど、そういうふうな一時的な農機具バンク的なものですよ。せっかく県内で唯一ですかね、農業公社まで立ち上げて毎年公金をちゃんと入れてやってるんだから、やっぱりその辺まで含めてぜひ一時的に保管してもらって、新規就農者とか欲しいとかあったらそっちから流すとか、貸し出しでもいいと思うんですけど、ぜひ防府は、先ほど農大って何のメリットがあるのかという話もあったけど、そういう農業施策の面で防府がどんどん進んでいけば、それも農大のおかげちゅうことにもなるんかもしれんし、ぜひその辺まで含めて、ぜひ今度意見書のときには言っていただけたら嬉しいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 農振課のほうも現在の段階で蔬菜出荷組合、農協の部会委員、花卉園芸組合員、総勢200名ぐらいの農家に農機具の在庫状況、今おっしゃったように、譲る気があるかどうかという調査は既に1回目の限られた対象の中には実施しています。その辺の集計は出ておるんですけども、それだけじゃあ物足りない、土地利用型の農家のほうの意向も調査するという方針で今、取り組み始めてますので、そういうのも行って、その他、出そろってきますので、その後どうするかということこれからちょっと真剣に考えていきたいといきたいというふうに思いますので、ぜひあちらのほうと連携取って進めていきたいと思ってますので、そういう情報をまたどんどん上げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかに今の関連で何かありましたら。よろしいですか。

じゃあ、改めてもう一度、採決させていただきたいと思います。7番、承認いただける方、挙手

をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第51号の8は、譲渡人の農地を—————が譲受けて太陽光発電設備を設置するために転用したいという申請でございます。

現地確認を10月12日10時から事務局2名と石川さんと私の4名で行きました。—————には14日に電話でお聞きしましたので、調査報告をいたします。

現地は資料の55、56ページでございます。江泊山の—————です。黄色のマーカーで囲ってありますところが—————の雑種地で1,510㎡です。その西側に6.33㎡の地目が田の土地が残っており、このたび一緒に太陽光設備にされるとのことです。—————がお世話されているそうです。—————と—————には最近の太陽光の現状をお話し、地域の方たちにも説明され、トラブルのないよう後々の管理もきちんとしてくださるようお願いいたしました。

報告は以上でございます。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はをお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。9と10一緒でもよろしいでしょうか。

○藤井会長 そうやね。じゃあ9、10、一括上程させていただきます。

○5番 議案第51号の9と10は、—————が—————の農地を購入して太陽光発電設備を設置したいとする案件です。

10月13日に事務局と田村委員さんで現地確認をして、—————にお話を聞きました。申請地の場所は—————にあります。—————は—————の子会社で、山口県内でも数多く太陽光発電設備を設置しています。今回も今まで同様、周辺の方々への説明など、雑草などの管理、そして緊急連絡先の看板の設置をお願いいたしました。その点については間違いなくやらせますという返事をもらいました。

それから周辺の農地は休耕田ですし、宅地も多くありまして、営農への支障は特にはないと思いま

す。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、10番、承認いたします。

続きまして、これ別々でいいですか、一括でいいですか。（「別にしましょう」と呼ぶ者あり）じゃあ11番、地元委員さん、お願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第51号の11は、——の農地を——が譲受けて太陽光発電設備を設置するために転用したいという申請でございます。

現地確認を10月12日9時45分から事務局2名、石川委員と私の4名で行いました。——には14日に電話で事情を聞きましたので調査報告をいたします。

現地は資料の73、74ページを御覧ください。——を南へ下ったところでございます。面積は1,885m²の土地で49.5kWを2区画設置されます。——、先月も田を手放されたばかりです。——ですが、今まで年に数回草刈りをされており、きちんと管理されていて、本当に残念な思いでございます。——には計画書どおりきちんと執行され、維持管理もきちんとされますようお願いをいたしました。また73ページにありますように、当地区は第2種農地であり、いずれの法令にも該当しない農地です。

報告は以上でございます。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第51号の12は、——の農地を先ほどから出ています——が譲受けて太陽光発電設備を設置するために転用したいという申請でございます。

現地確認を4名で行いました。——には14日にお話を聞き

ました。また現地は資料の79、80ページを御覧ください。———を150mぐらい北に行ったところ。周辺はセイタカアワダチソウが咲き乱れており、荒廃が進みつつあるところがございます。————、今まで——が耕運とかなさっていましたが、とてもきちんと管理して来られておりまして、現地確認に行った私たちがびっくりするほどきれいに耕運されていました。本当にこの土地も残念なことです。

先ほど申しましたように、————、計画書どおりきちんとされるよう、また当地区は住宅もそばにあり、きちんと説明され、トラブルのないようお願いいたしました。また79ページにありますよう第2種農地で、いずれの法令にも該当しない農地です。

以上でございます。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、承認いたします。

続きまして、13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですが、この若宮になるんですかね、佐野の、にある——っていうところの田んぼを——が、もう既に家が建てられてるんですけど、その駐車場が狭いということで敷地拡張をしようとする転用の申し出でございます。御本人にちょっとお話聞きたくて何回か電話、計5回ぐらいはしたんですけど、出られなかったので、ただ現地見る限り特段問題ない案件だなと思ったんでそのまま進めさせていただきたいと思います。

現地見たところ、拡張部分も図面にあるとおおり、ほんのわずかでございますし、————への所有権移転ということなんで、別段問題はないのではないかと考えております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。事務局、本人のほうからの意向で、何か追加してから説明しとくことはありませんか。別段なくない。ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○事務局 会長、すいません。14番の前に資料の修正がございましたので御説明いたします

。91ページを御覧ください。他法令開発許可申請準備中とありますが、本件は開発許可は不要ですので、これは削除させていただきます。

以上です。

○藤井会長 それでは地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田でございます。本案件なんですけど、少々込み入った事情がありまして、ちょっとお時間いただければと思います。

この案件ですが、先月の月例総会にはもう議案としていったん出されていた案件なんですけど、そのときに地元土地改良区からのその意見書というのが出てないからということで、もう1回、ちょっと待ちましょうということで繰り越しになった事案でございます。

その後、結局、土地改良区からの流れとしては、相手方ですね、太陽光を設置しようとしている相手方の行政書士がその方に意見書というのが本来は出て、そこからその書類をまとめて農業委員会に申請ということ、提出、許可申請ということになるんですけど、地元の土地改良区としては隣地の土地所有者、これ土地改良区の役もやってらっしゃるけど、この方が反対してるのに相手の土俵に乗って意見書を上げる、出すわけにはいかないということで、意見書を出すのを拒否されてます。

ただ、いろいろ事情を事務局のほうに直接、こう意見書という形で書かれて、土地改良区の理事長名で出ております。これは皆さんは配られてないですよ。いろいろ防草対策とかのり面の保護とか、不安がたくさんあると、地域が協働活動によってみんなで守っていつてるのだから、そういうのも参加してもらわんと困るとか、そういったことがいろいろ書かれております。

その後、30日経って、その意見書がいただけなかったからということで、行政書士のほうから理由書という形でまたたくさんいろいろ書いて事務局のほうに書類が提出されております。私も地元隣地所有者とか、この現在の土地所有者、これ、——にいらっしゃるんですけど、とか今までこの土地を管理してくださってた方、その土地所有者の親戚なんですけど、この方々にもお話を伺いました。

現在の土地所有者、なんで今回、この太陽光の会社に売却しようとしたかということ、御主人さん、——におられるんですけど、御主人さんがお亡くなりになられて、ほかの相続財産とかも全部ひっくるめて弁護士に丸々処分というか、処理を、どうしたらいいですかと、全部お任せしますということでお願いしたところ、この農地があるものについては太陽光の会社に弁護士さんがつながれて、こうやって処分しますねっていうことで、将来、作れる見込みもないから、どうしようもないからということで処分されようとしています。

ただ、この参考資料の93ページの図面にあるとおり、この広い1,734m²の敷地は今回、売却されようとしてるんですけど、その隣に北側に公衆用の道路って41m²のところあるんですけ

ど、これもこの方の名義になってて、これは将来どうするんですかというたら、そんなんあるんですか、そんなん聞いてませんでしたというお話でした。こういうふうな公衆用道路は当然、所有者が管理すべきものであって、今、現状、見に行ったらイノシシがたくさん掘ってて、もう道じゃないような状態になりつつあったんですけど、ここが残ってしまいますよというのはお話をさせていただいたところです。

この土地所有者さんの思いとしては、とにかく将来、もう農業をやれる見込みがないんだから持ってもしょうがないから、とにかく手放されれば何でもいいというお話でした。実際に隣の方がかなり強硬に反対されてるということもお話したところ、それならば、もう1回、ちょっと地元の方がもし引き取ってくださったりとか、そういうことがあるのであれば、またそれも含めて考えても、私はとにかく手放せれば何でもいいのでという御回答をいただきました。

また、この土地所有者さんなんですけど、今まで親戚、この近くに住む—————という、今の土地所有者の—————が近くにおられるんですけど、この方がもうずっと長年、管理してくださったことも御存じありませんでした。だから、私としては、お伝えしたのは、まずは、普通は管理してくれてる人に相談するんですと。それで、もう用地もどうしようもないよということだったら隣の人に行って、それでもどうしようもないんだったらその太陽光とか別の道を探すべきだと思いますよということはお伝えしたところです。

以上のことでありますので、また土地所有者、それならばちょっとまた考えてみたいということもございましたので、今月はちょっと審議せずにもうちょっと伸ばして、その時間を取ってあげていただけたらと思いますけど、皆様方がいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

- 藤井会長 事務局になるけど、改良区の意見書は皆さんには渡してないんじゃないかね、今回。
- 12番 簡単に言いましょうか。まあ10行ぐらいあるんですけど。
- 藤井会長 準備できちゃらんかいね。してない。
- 12番 読んでもらってもそんなに時間かからんと思う。
- 事務局 それでは、—土地改良区のほうの意見をお伝えします。設置についての意見、太陽光発電設備の施工方法について詳細が示されていないため、防草対策、排水、のり面、保護、工事の方法などが不明である。このため、周辺農地や環境への影響が懸念されるが、現時点では判断できない。また、事業者が地元企業でないため、将来的に当初の計画どおりに運用されるか不安である。地域の農地・水・環境は、地域住民の自主協働活動によって保たれており、新たに地域に参入する企業法人もこのような活動に参加することを確約してほしい。農業委員会でも周知されていると思うが、他地域でも同様のトラブルをよく耳にする。地元の意見を聞くとともに、強いリーダーシップを取って指導すべきではないかと考える、こちらが—土地改良区の意見であります。
- 藤井会長 どうですかね、皆さん、今の意見書を聞いて。私としては、これは業者側が一人ずつ丁

寧に説明すれば特に高いハードルになるような問題ではないというふうに思うんです。これで、特に改良区が反対する、どうしても乗り越えられない要件ではないんじゃないかなというふうに思っておるんですけれども、これに真摯に業者側が答えれば、特に問題はないんじゃないかというふうに、その意見書の内容を読む限りではそういうふうに思うんですけれども。皆さん、その辺はいかがですかね。ほかの地区の太陽光でもこういった要望は当然、出てきている、その上で今まで検査されてきとるような要件ですので。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。このような要望に対して業者が対応できないというのであれば、これは許可できなくても仕方ないんじゃないかと私は考えます。

○藤井会長 うん、だから対応できんことあないような話じゃないかと思うんですよね。対応できないということになれば、またちょっと話が変わってくるんですけれども。業者側がこれ、どういうふうな対応を返したか、まだちょっとはつきりしてないんですけれども。

○12番 それも理由書っていう形で出はしてるんですけど、これはかなり長いんで、事務局に読んでもらってもあれなんですけど、かなり長いですね。

○11番 ちょっと、今、私もこういうケース初めてなんですけど、まず対象は当然、土地改良区域内にある土地であれば土地改良区の意見書を出す。今まで例でしたら、私のところもそうです、ほとんど土地改良区さんがいいですよという感じで意見書。それ、意見書が提出されなかったら次の1か月の間、今度は理由書出さないといけない。その理由書、だからそれがこのケースはどういうふうに判断していた、その理由書を見て、やむを得ない理由があるかどうか確認することと、これ、委員会で確認すると、やむを得ない、それはもうほかにも波及するわけですから、あるとこだけでこういう地元の業者じゃない、よそじゃからいけない、それは事業者一緒ですよ、それは理由になりませんし、やっぱりその内容を判断する必要があるんじゃないかなと思うんです。だから、私もこの問題は非常に。どっかの研修資料で、土地改良区の同意を得られないのでは不許可というふうなのを書いてあるのもあったんですよ。ただ、県はそういう判断してないようなんですね。理由書でやっぱり判断してくださいよという考え方じゃろうと思いますが、その辺、事務局にお尋ねしたいんですけど。

○事務局 こちらは農地法六法のほうに記載がございます。まず、農地を転用するための許可申請の中で、申請に係る農地が土地改良区の地区内にある場合には、土地改良区の意見書が求められます。括弧して、意見を求めた日から30日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その理由を記載した書面を提出するように書かれております。

○11番 いや、私がお尋ねしたいのは、その今、農地法、研修資料でいただいたこの25ページの、すいません、一般基準ですね。関係権利者の同意がない場合、これは不許可で、これにはこういうふうな書き方しちゃうんです。県のほうはそういう書き方してないです、やっぱり。その辺の

考え方を事務局にお尋ねしたいんです。私も迷うんです、どう判断して。こういう場合は、同意がない場合。何か不許可、あったと思うんですよ。

○事務局 すいません、よくあるパターン、関係ていう中、例えば私が把握している中では、例えば一体利用地、例えば太陽光が農地の部分と宅地の部分、普通の家とかの場合でもあると思うんですけど、農地と宅地があって、農地転用が必要なのは農地の部分だけ。ただし宅地部分も転用が確実にない場合は農地の転用も確実にないと。そういった場合での関係者っていう意味での一体用地での関係、あとは他法令、都市計画のそもそも基準を満たさないとか、建築の基準を満たさない場合は他法令であつたり関係者の転用の確実性が認められない場合っていう意味での関係者という今、意味だと思われます。

○12番 今回の事務局は、やっぱり法的な書類が全部こうやってそろってるんだからという、気持ちとしては通してほしいというお気持ちで話されるんだと思うんですけど、今回、ちょっと相手方、売り主のほうの、譲渡人のほうの気持ちも、それ、地元で問題起こってるんだっတာというのと揺らぎ始めたんで、ちょっと来月にしてもらえんかというお願いしてるってことなんですけど、本来、我々農業委員が地元農業者として判断すべきは、法律がどうかではなくて、地元の農業・農家たちに影響を与えるかどうか、この視点での判断が専門家として求められてる、委員に、わけであって、法的にどうかじゃないんですよ。法的に通るもんしか出てきてないわけで、それじゃあ農業委員会、何のために審議しよるんかっていう話になるわけで、本来はそこが一番大事な問題で、私は地元委員として、これだけ土地改良区も賛同しかねると、理事長名で文書を出してきたり、隣の、隣地の、これ、—————ですけど、これも農業やるのに支障が出るというのであれば、地元委員としては当然反対しますよということは地元では言っております。農業委員会に判断を求められるのは、まさにそういうことではないかと私は思います、個人的に。

○6番 今、お伺いした話、所有者の方、とにかく手放したいというだけで、これ、別に農地として利用されてもいいわけですよ。であるなら、例えばちょっと農業委員さんは骨を折っていただくとかして、例えば斡旋とは別、そういうもんじゃないんですかね。

○12番 当然、それを今から。

○6番 今からお話されるのであれば、そのほうがいいのではないかなと思います。

○藤井会長 分かりました。ちょっと私の進行の仕方が悪かったんで、ちょっと誤解を招きましたけれども、一応、現時点では改良区のほうから要望書、意見書、業者さんのほうから理由書というのが出るのは出てきておるんです。本来ならここでそれを皆さんに提示させていただいて審議を進めようというふうに思って、1か月经ちましたんで、おったんですけども、先ほど石田委員さんからも説明がありましたように、新たに農道の問題、それと所有者が再度確認する状況になってきたということで、改めて猶予をもう1か月置いて、その回答を待つて正式に判断しようという流れの

中で、現状のところをちょっと説明していただこうということで、理由書、意見書のことに触れたんですけれども。だから、今回は、今、石田委員が言われたように、所有者の意向を再度確認した上で、改めて来年、来月、判断させていただこうというふうにしたいと思います。それで了承いただきたいというふうに思います。

その中で1つ気になるのが、農道がくつついておると、公衆農道、道路ということなんですけれども、公衆道路と言えどもこれ、私有地ですので、私有地ですから個人のものなんですけれども、公衆道路になっておるからには、これ、管理、個人のものじゃないんで、あくまでも利用者のものですから、これが特に問題になるわけじゃないと思うんです。何人かが利用するから公衆道路になって税金の対象、免税対象にもなってるんで。この公衆道路をどうするかとかいうような問題にはならないんだらうと思うんですけれども。これは個人の私有地を人に貸しとって管理は所有者じゃって言うんだったら、そら通さんぞということになりかねん問題でしてね。この農道が私有地だから個人が管理する、それ、どうするんだと言われるのはちょっと筋が違うんじゃないかなというふうな思いがあるんですけれども、その辺のところももう一度確認しなくちゃいけませんので。だから、今回は農道の書類の問題と、再度、所有者の意向を確認するというので、今回は保留と、その意向を確認できて、来月改めて審議いただくということにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** じゃあそういうことにさせていただきますので、14番は保留という形にさせていただきます。

続きまして、議案第52号と53号、一括上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○**事務局** それでは御説明させていただきます。議案第52号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。議案集の5ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第52号につきましては、令和3年10月26日公告予定の利用権申請が84件提出されております。農地の集積面積は29万8,721m²でございます。内容といたしまして、使用貸借権の設定が1件、賃貸借権の設定が83件、新規58件、更新26件となっております。

計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案集24ページから記載しております。

続きまして、議案第53号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。議案集24ページから記載してお

りますので御覧ください。

議案第53号につきましては、県で公告予定の利用権設定が85件になります。内容といたしまして、議案第53号の番号1から83につきましては、前号の議案第52号の番号2から84について、公社から貸し付けを行うものです。また、議案第53号の番号83から番号87につきましては、公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入りますが、今回の件はこれ、———の件が全てです。地元委員さん、何か説明があればお願いしたいと思います。

○11番 私もこの議案を見て初めて知ったんですけど、基盤整備が、もうずっと工事が進んでおりますので、それで全部一応、———っていいんですけど、そこに預けて一旦公社を通して、そこから、そういう方法を取られてるんだと思います。この内容については私は深く入っておりません。

○藤井会長 事務局、———のことについて何か説明できることがあったら。特にないですか。いつやったかね。何か月前に設立総会、開いたかいね、———。

○事務局 8月の二十何日あたりに総会を開いて、そこから法人登記を済まされまして、一応、———のほうも農事組合法人ということになっておりますので、農地所有適格法人の要件を備えているということにはなっております。今回は利用権設定のみで特に所有権の移転とかはございません。

○藤井会長 だから、これで、後のところは合意解約の中に合意解約しとる土地もこれ、含まれておるんですかいね。

○事務局 合意解約の大半は———に関するものになっております。

○藤井会長 これから———は圃場整備に入りますので、何年か使えなくなりますんで、土地が。後で見てもらえればいいんですけども、合意解約の中に新規就農者っていうか担い手もおるわけですし、それらが2年も3年も作れないとなると大変な問題で、その辺は———も考えるようなことを言っていましたけれども、どうなっとるか、どなたか御存じじゃないですか。地元委員さんか、石田委員さんか、何かその辺のところ、情報、ないですか。（「ないです」と呼ぶ者あり）一遍に圃場整備やったら作る、耕作する土地がないので何年かずらすのか。

○12番 終わった後はこれぐらいの面積をまたそこ植えるちゅうのは。

○藤井会長 そりゃあそうでしょうけどね。ただね、何年間か収入がないような状況になったら困りますんでね。

○12番 ただ、いつもは管理される勉強会やとるんですけど、そういうのも出てないって言うたことあるんですけど、それ、ないんですよって。

○藤井会長 そりゃあ収入保険の対象にならんでしょうからね。

○12番 そうなんです。前、昔、山口の圃場整備やられたときに、田んぼ貸してくれんかって相談受けたことがありますね、実際、担い手の方から。その間、収入が途絶えるのでっていうことで。そのときは紹介できたけえよかったんですけど。ないんだろうと思います、そういうの。

○藤井会長 ———のほうにも確認してから、また皆さんに報告できればと思いますし、よろしくお願いします。

ほかに質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第52号、53号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第52号、53号、承認いたします。

続きまして、議案第54号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。令和4年度防府市農業施策等に関する意見書について、農業委員及び農地利用推進委員の皆様から上げられました意見を議案と一緒に送りました別冊のほうに取りまとめました。内容について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 この意見書につきましては、皆さんから出していただいたものをもとに小委員長以上の方に集まっていたいて絞り込んだ結果です。目を通していただいて、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

○12番 いいですね。12番の石田です。今回の意見書、いろいろ中で話し合われたんだろうと思うんですけど、太陽光のことは書いてないんですけど、市の執行部のほうはなかなか土地、制限かけることは難しいと、条例作るのは難しいという議会答弁もあったんですけど、提出される際に議会の議長、副議長が受けると思うんで、議会のほうは、口頭でも構いませんので強く条例、議会提案の条例を作ってくださいと、委員会でもずっとその話してるんですけど、なかなかやっぱりプッシュがないと議会としても動きにくいところもあるんでしょうし、議長、副議長も強くプッシュを受けないとなかなか動かせない性格かもしれないので、その辺も含めてかなり強めに言っていたら助かりますので、ぜひお願いできたらと思いますけど。

○藤井会長 今、石田委員さんからお話がありましたように、市のほうとしては議会の答弁でもありましたように、条例を制定する気は、今のところないというはっきりした意思表示をしますの
で、今回、市長の建議にはそれは載せることはしない、載せないことにしたわけなんですけれども、議会のほうにはお願いしようかなという思いもあったんですけども、市に向けての建議と議会に向けての建議が別々のものとなるのもちょっと整合性が取れないという思いで、今回は議会のほう

にも文書として要望するということは避けた結果がこういう状況になっているんですけども、一応、農業委員の思いは議員の中にもそういう方もおられるわけですから、口頭でっていうお話あればお願い依頼はしておきたいというふうに思いますので、この辺のところは御理解いただきたいと思います。

ほかに何か御意見ございませんか。私の意見が載ってないとかいう思いでから、一言御意見がある方があったら言ってください。よろしいですか。

じゃあ、御意見がないようですので採決に入ります。議案第54号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。承認いただいたということで、これをもって市長並びに議長へのお願いに上がりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、報告事項が61号から66号まで来ております。目を通していただいて、御意見があれば。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。特に御意見がないようですので、以上で、議案審議は閉じたいというふうに思います。

午後3時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年１０月１９日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員